

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第138号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「別表第4」を「別表第7」に改める。

第10条第1号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第14条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 条例第10条第1項第6号に規定する別に定める事項（条例第9条第1項の規定による許可に係るものに限る。）は、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。次項において同じ。）並びに条例第36条の2第1項に規定する登録番号（条例第35条第1項の登録を受けた者に限る。）とする。

4 条例第10条第2項に規定する別に定める事項は、屋外広告物又は掲出物件の規模、形態又は意匠の変更に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者の氏名及び住所並びに条例第36条の2第1項に規定する登録番号（条例第35条第1項の登録を受けた者に限る。）とする。

第22条第1号中「可変表示式屋外広告物及びその掲出物件」を「もの及び景観上支障がないものとして市長が指定するもの」に改め、同条第2号ア中「場合」の右に「及び他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件が景観上支障がないものとして市長が指定するものである場合」を加え、同号イ中「の面積が2平方メートルを超える」を「がアに掲げるもの以外のものである」に改める。

第23条を次のように改める。

（許可基準の技術的細目）

第23条 条例第11条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第2号に関するものは、別表第3 1に掲げるとおりとする。

2 条例第11条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第4号に関するものは、別表第3 2、別表第4及び別表第5に掲げるとおりとする。

第36条中「別表第4」を「別表第6」に改める。

第48条第2項及び第3項中「別表第5」を「別表第7」に改める。

別表第3 1建築物等定着型屋外広告物等の項に次の1号を加える。

(8) 写真等の表示にあつては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 最上部の高さが10メートルを超えないこと。ただし、市長が指定するものについては、この限りでない。

イ 面積が10平方メートルを超えるものにあつては、次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 1の立面に表示する写真等の数が2以下であること。

(イ) 第17条に規定する建築物等の立面に対する写真等の面積の合計の割合が、条例別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合の2分の1以下であること。

別表第3 1独立型屋外広告物等の項第2号イ中「及び沿道型第5種地域特定第2地区」を「沿道型第5種地域特定第2地区」に改め、同項第3号イ及び第4号中「沿道型第6種地域内」を「及び沿道型第6種地域内」に改め、同表1備考1を削り、同備考2を同備考とし、同表2照明付きの屋外広告物又は掲出物件の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「沿道型第4種地域特定地区内」を「及び沿道型第4種地域特定地区内」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「沿道型第4種地域内」を「及び沿道型第4種地域内」に改め、同号を同項第13号とし、同表2その他の屋外広告物又は掲出物件の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第5中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改め、同表を別表第7とする。

別表第4を別表第6とし、別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4 (第23条関係)

区 分	技 術 的 細 目
	次に掲げる基準のいずれかに適合していること。 (1) 表示面が次に掲げる基準に適合していること。 ア 屋外広告物の面積に対する表示面のうち特定部分に規制対象色を使用する部分の面積（以下「特定面積」という。）の

<p>第1種地域，歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域</p>	<p>割合が，10分の2未満であること。</p> <p>イ 特定部分の色の彩度が，次に掲げる色相の区分に応じ，それぞれ次に掲げる数値を超えるものでないこと。</p> <p>(ア) R，GY，G，BG，B，PB，P及びRP 8</p> <p>(イ) YR及びY 10</p> <p>(2) 次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 最上部の高さが4メートル以下であること。</p> <p>イ 建築物等定着型屋外広告物等である屋外広告物にあっては，当該屋外広告物の特定面積と建築物等の1の立面に存する他の建築物等定着型屋外広告物等（前号，次号又は第4号に掲げる基準のいずれかに適合するものを除く。以下同じ。）の特定面積の合計が0.5平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 独立型屋外広告物等である屋外広告物にあっては，当該屋外広告物の特定面積と区画内に存する他の独立型屋外広告物等（前号，次号又は第4号に掲げる基準のいずれかに適合するものを除く。以下同じ。）の特定面積の合計が0.5平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠のものであること。</p> <p>(4) 表示が公益，慣例その他の理由によりやむを得ないもので，景観上支障がないと認められるものであること。</p>
<p>第2種地域，第3種地域，沿道型第1種地域，沿道型第1種地域特定地区，沿道型第2種</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかに適合していること。</p> <p>(1) 屋外広告物の面積に対する特定面積の割合が，10分の2未満であること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 最上部の高さが4メートル以下であること。</p> <p>イ 建築物等定着型屋外広告物等である屋外広告物にあっては，当該屋外広告物の特定面積と建築物等の1の立面に存する他の建築物等定着型屋外広告物等の特定面積の合計が1平方メートル以下であること。</p>

<p>地域，沿道型第2種地域特定地区及び沿道型第3種地域特定地区</p>	<p>ウ 独立型屋外広告物等である屋外広告物にあつては，当該屋外広告物の特定面積と区画内に存する他の独立型屋外広告物等の特定面積の合計が1平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠ののれんであること。</p> <p>(4) 表示が公益，慣例その他の理由によりやむを得ないもので，景観上支障がないと認められるものであること。</p>
<p>沿道型第4種地域特定地区及び沿道型第5種地域特定第1地区</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかに適合していること。</p> <p>(1) 屋外広告物の面積に対する特定面積の割合が，10分の3未満であること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 最上部の高さが4メートル以下であること。</p> <p>イ 建築物等定着型屋外広告物等である屋外広告物にあつては，当該屋外広告物の特定面積と建築物等の1の立面に存する他の建築物等定着型屋外広告物等の特定面積の合計が1平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 独立型屋外広告物等である屋外広告物にあつては，当該屋外広告物の特定面積と区画内に存する他の独立型屋外広告物等の特定面積の合計が1平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠ののれんであること。</p> <p>(4) 表示が公益，慣例その他の理由によりやむを得ないもので，景観上支障がないと認められるものであること。</p>
<p>第4種地域，第5種地域及び沿道型第3種地域</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかに適合していること。</p> <p>(1) 屋外広告物の面積に対する特定面積の割合が，10分の3未満であること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 最上部の高さが4メートル以下であること。</p> <p>イ 特定面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 他の屋外広告物に隣接していないこと。</p>

	<p>(3) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠ののれんであること。</p> <p>(4) 表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるものであること。</p>
<p>第6種地域、第7種地域、沿道型第4種地域、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第2地区及び沿道型第6種地域</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかに適合していること。</p> <p>(1) 屋外広告物の面積に対する特定面積の割合が、10分の5未満であること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 最上部の高さが4メートル以下であること。</p> <p>イ 特定面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 他の屋外広告物に隣接していないこと。</p> <p>(3) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠ののれんであること。</p> <p>(4) 表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるものであること。</p>

備考1 「規制対象色」とは、彩度が、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値を超える色をいう。

2 「特定部分」とは、表示面のうち、文字又は記号を表示する部分及び着色されていない木製又は石製の部分を除いた部分をいう。

別表第5（第23条関係）

区 分	彩 度			
	色相がRである色	色相がYRである色	色相がYである色	色相がGY, G, B, G, B, PB, P又はRPである色
<p>第1種地域、第2種地域、第3種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型第3種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域</p>	6	6	4	2

第4種地域，第5種地域，第6種地域，第7種地域，沿道型第3種地域，沿道型第4種地域，沿道型第4種地域特定地区，沿道型第5種地域，沿道型第5種地域特定第1地区，沿道型第5種地域特定第2地区及び沿道型第6種地域	6	8	8	8
---	---	---	---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は，この規則の施行の日以後の京都市屋外広告物等に関する条例第9条第1項，第3項又は第5項の規定による許可の申請について適用し，同日前の申請については，なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第23条の規定は，この規則の施行の際，現に適法に表示されている屋外広告物及びその掲出物件については適用しない。

(都市計画局都市景観部市街地景観課)